北大阪支部の皆様へ

令和２年４月１３日
大阪司法書士会北大阪支部
支部長川島吉博

コロナウイルスにより緊急事態宣言が出されている大阪にて、業務を行っている皆様にとって毎日が不安であるとお察しいたします。

様々な職種の方々が休職される中、法務局においても現在、職員が半数にて交代して業務を行っており、そのため、権利の登記は完了に１ケ月の期間を要する異常事態になっています。
多くの金融機関も職員を交代制にして業務の縮小を余儀なくされています。
我々司法書士の業界にもコロナウイルスの波は押し寄せています。

上記のような状況下、北大阪支部の行事・業務も大きく変更にならざる負えません。以下直近の変更事項を皆さまにお知らせいたします。

１．支部内各市に派遣している相談員の一時派遣中止の件。
当支部では７つの市に対して、常設相談（登記・法律）を行う為に、支部の皆さんに相談員として出向していただいています。しかし、政府の「緊急事態宣言」により大阪府も指定されたこと、会員の皆様の健康上のことからしばらくの間、相談員の派遣を中止することにいたしました。再開の予定は今後の状況を見ながら関係者との協議して行う予定です。
従って、再開のお知らせをさせていただくまでは、通常の常設相談には出向いただく必要がありません。

２．支部総会の開催について
前回の支部長通信にて支部総会を５月１５に日程変更した旨お知らせいたしました。
今のところ総会は開催予定ですが、これからの状況や、「緊急事態宣言」の延長の可能性等考え、皆様に出席いただくことが叶わない場合のことも考えておく必要があります。
後日詳細を記載して総会案内をお送りしますが、刻々と変化する状況に応じて手続等変更することがあると思われます。
その際にはご協力いただけるよう、よろしくお願いいたします。

先の見えない状況ではありますが、今は我慢の時と考え、こんなときこそしっかりと自分の周りの人々と協力して事態を乗り切っていきましょう。
皆様のご健勝を祈りつつ。